

令和6年版
(令和5年度)

ディスクロージャー誌

資料編

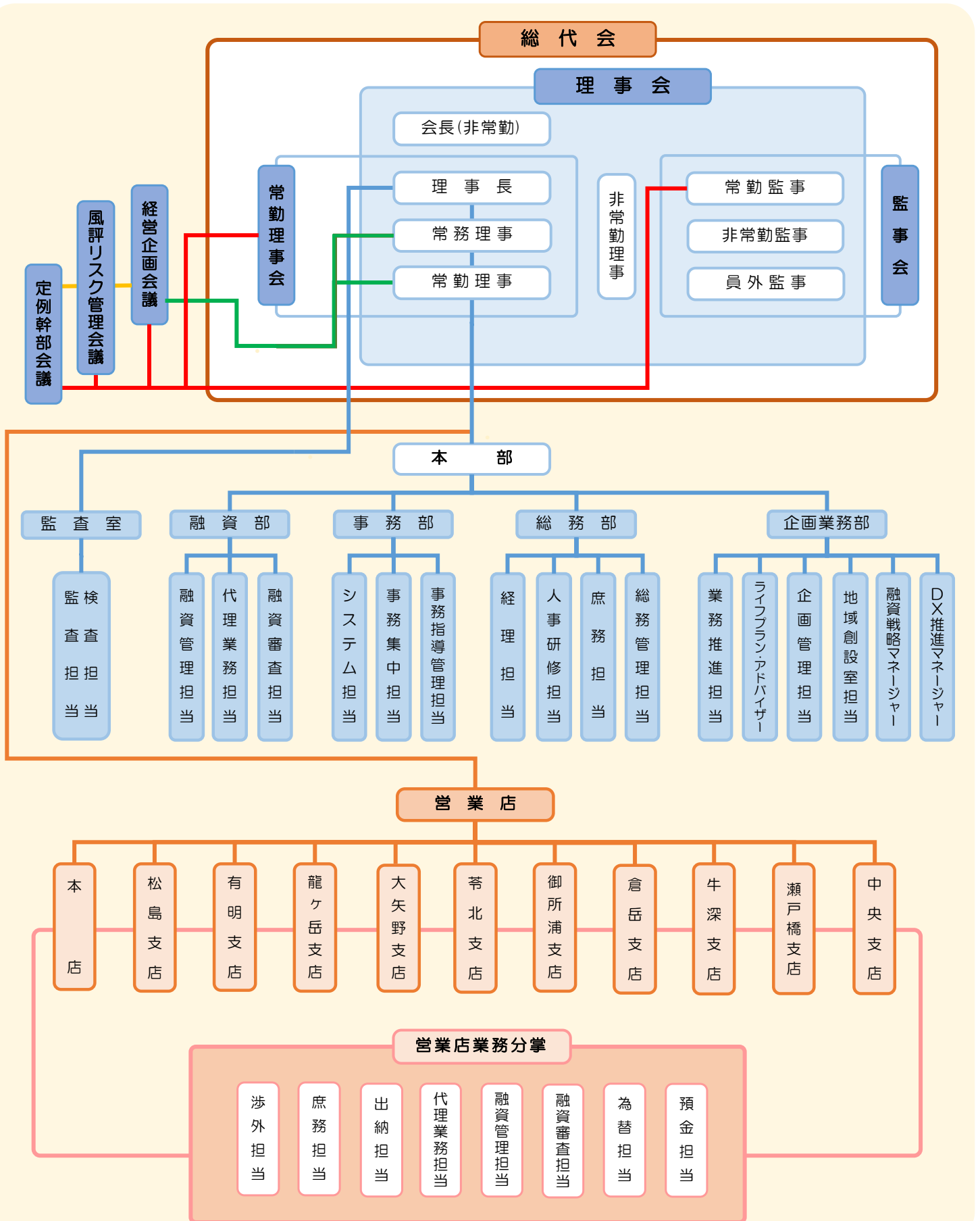


夢・希望・未来

天草信用金庫

組 織 図

(令和6年6月27日現在)



● 理事並びに監事の氏名及び役職名

(令和6年6月27日現在)

会長(非常勤)	山田 清和	非常勤理事	永木 茂
理事長	田中 豊浩	//	水野 功
常務理事	前田 義孝	//	下門 大二
常勤理事	平田 光二	常勤監事	猪原 篤伸
//	大田 弘典	非常勤監事	松岡 正一
//	糸田 憲普	員外監事	松下 欣司
非常勤理事	平山 隆敏	※非常勤理事の4名は 職員外理事です。	

● 役職員数

(単位:人)

区 分	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末	令和6年 3月末	令和6年 6月27日 現在
常勤役員数	7	6	6	7	6
職 員 数	126	127	135	132	128
合 計	133	133	141	139	134
う ち	男 性	89	90	92	89
	女 性	44	43	49	50

● 店舗一覧

■ 本 店

〒863-0032
熊本県天草市太田町9番地3
TEL 0969-24-1177



■ 牛深支店

〒863-1901
熊本県天草市牛深町1538番地142
TEL 0969-73-3191



■ 松島支店

〒861-6102
熊本県上天草市松島町合津4211番地18
TEL 0969-56-0061



■ 瀬戸橋支店

〒863-0041
熊本県天草市志柿町6635番地2
TEL 0969-22-1133



■ 有明支店

〒861-7201
熊本県天草市有明町赤崎2007番地4
TEL 0969-53-1131



■ 中央支店

〒863-0022
熊本県天草市栄町1番23号
TEL 0969-22-1211



■ 龍ヶ岳支店

〒866-0202
熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸2861番地4
TEL 0969-62-1133



■ 大矢野支店

〒869-3601
熊本県上天草市大矢野町登立14145番地1
TEL 0964-56-0129



■ 苓北支店

〒863-2503
熊本県天草郡苓北町志岐32番地12
TEL 0969-35-1170



■ 御所浦支店

〒866-0313
熊本県天草市御所浦町御所浦3526番地3
TEL 0969-67-3355



■ 倉岳支店

〒861-6402
熊本県天草市倉岳町棚底1696番地3
TEL 0969-64-3155



総代会について

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神をもとに、会員一人ひとりの意見を尊重する協同組織の地域金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。

しかし、当金庫の会員数は令和6年5月末現在20,847人であり、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて“総代会制度”を採用しています。

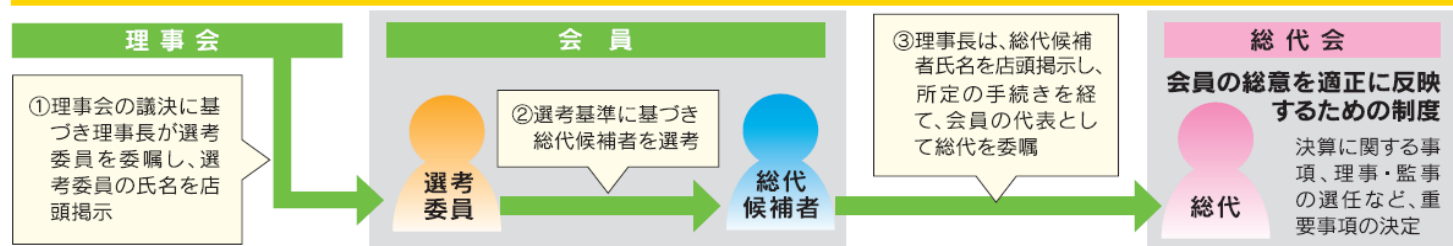
この総代会は、業務報告に関する事項(報告事項)と決算による剰余金処分案の決定や理事・監事の選任などに関する事項等(決議事項)を決議する〔最高意思決定機関〕です。

したがって、総代会は、総会と同様、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きによって選任された総代により運営されます。

なお、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、経営改善の助言等をいただいております。

● 総代会の仕組み

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



2. 総代とその選任方法について

(1) 総代の任期と定数

- ・ 総代の任期は3年です。
 - ・ 総代の定数は、80人以上110人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。
- なお、令和6年6月27日現在の総代数は101人で令和6年5月末現在の会員数は20,847人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

総代候補者の選考基準

- ① 資格要件
 - ・ 当金庫の会員であること
- ② 適格要件
 - ・ 総代として相応しい見識を有している人であること
 - ・ 良識をもって正しい判断ができる人であること
 - ・ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している人であること
 - ・ その他総代選考委員が適格と認めた人であること

総代が選任されるまでの手続き

地区を7区の選任区域に分け、各選任地域ごとに総代の定数を定める。

- 第1区／本店地区51人以内(本店・中央支店31人以内、倉岳支店5人以内、牛深支店8人以内、瀬戸橋支店7人以内)
- 第2区／松島地区13人以内
- 第3区／有明地区8人以内
- 第4区／龍ヶ岳地区13人以内
- 第5区／大矢野地区10人以内
- 第6区／苓北地区8人以内
- 第7区／御所浦地区7人以内

① 総代選考委員の選任

理事会の議決により、選任区域ごとに会員のうちから選考委員を委嘱
→ 選考委員の氏名を店頭に掲示

② 総代候補者の選考

選考委員が総代候補者を選考 → 理事長に報告 → 総代候補者の氏名を1週間店頭掲示 → 掲示について熊本日日新聞に公告 → 総代候補者のうち総代になることについての異議申出期間(公告後2週間以内)

③ 総代の選任

会員から異議がない場合または会員から異議の申出があっても選任区域の会員数の1/3に達しない場合

理事長は総代に委嘱
→ 総代の氏名を店頭に1週間掲示

会員から異議の申出が選任区域の会員数の1/3に達した場合

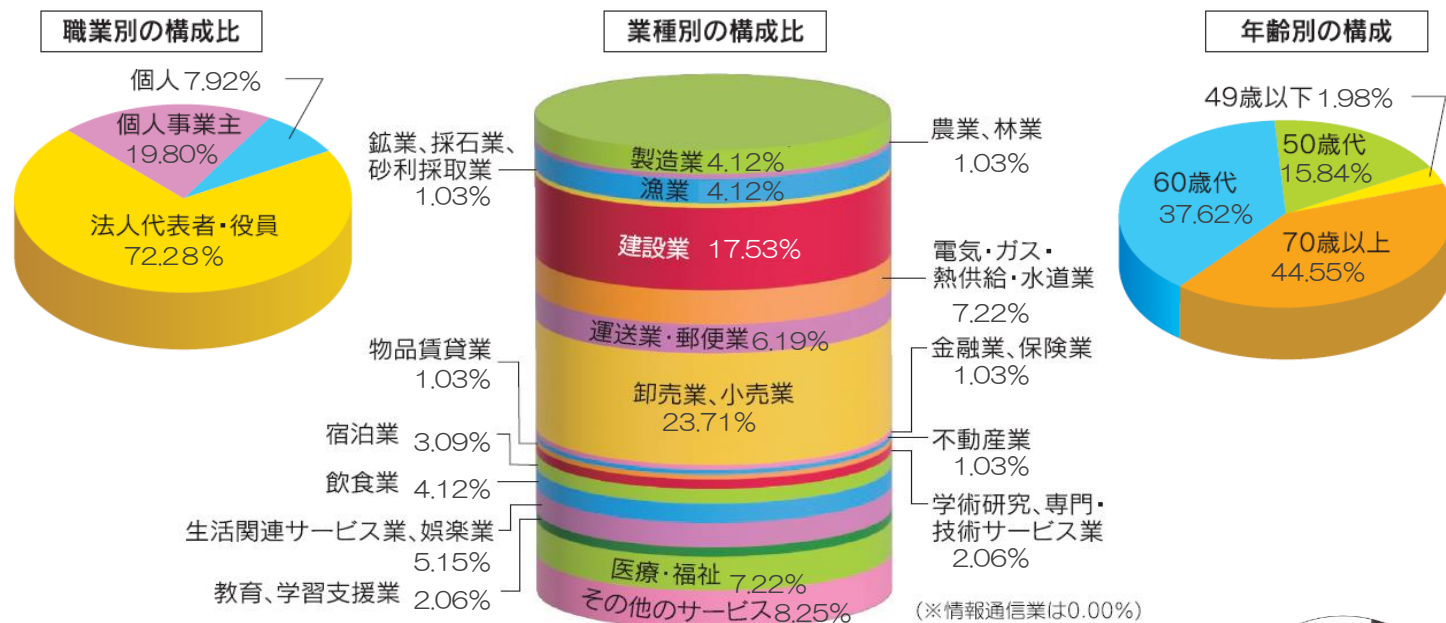
当該総代候補者数が選任区域の総代定数の1/2以上 → 当該総代候補者数が選任区域の総代定数の1/2未満

A. 他の候補者を選考
B. 欠員(選考を行わない)
(A、Bいずれか選択)

● 総代の氏名

〈令和6年6月27日現在101名〉（順不同）

第1区 本店地区51人以内 ●本店・中央支店31人以内 ●瀬戸橋支店7人以内 ●倉岳支店5人以内 ●牛深支店8人以内	吉永 隆夫 山田 誠治 益崎洋一郎 松下 晶一 福光 弘明 洲崎 豊裕 福島 末盛 平山 千一 山田 宏 岡部 徹夫 西村 正治 江崎 修良 浜浦 宏 緒方 則高 明瀬 実 木下 隆一 松尾 博之 大中 禎詞 中山 雅文 錦戸 保介 山下順次郎 早井 義武 吉森 啓司 池田 五季 隈元 英昭 川上 英俊 野上 俊樹 横山 英生 田中 靖士 草積 良一 山並 敬司 益田 政昭 横島 龍一 下田昇一郎 小島 一彦 横山 公弘 濱 三千秀 横山 高幸 藤川 政文 関 智俊 鶴田 敬憲 中嶋 敬介 赤松 眞悟 池田正三郎 金子 勉 菅原 一充 長尾 利矢 濱田 豊作
第2区 松島地区13人以内	永木 茂 福田 丈人 田崎 哲也 千原 光明 田崎 勇一 新宅 靖司 松村 大和 植村 敏彦 植野 智博 山本 保美 松本 仁
第3区 有明地区8人以内	鎌田 克樹 荒木 清悟 福富 崇司 釘嶋 憲一 小林 博光 島田 千尋 河内 正一
第4区 龍ヶ岳地区13人以内	山口 譲治 江郷 大司 竹中 國昭 田脇 誠一 山下 隆明 福岡 靖浩 松岡 真一 高木 一喜 濱崎 顯爾 光永 忠光 坂部 貞年
第5区 大矢野地区10人以内	水野 功 西田 一守 河上 博文 高島 次治 林 新一 川本 一夫 藤川 護章 山本 司 直江 幸一 成田 清
第6区 苓北地区8人以内	金子 孝昭 大脇 金継 田中 光顕 坂西 力 黒瀬 友希 小崎 重輝 西本 雄二
第7区 御所浦地区7人以内	橋本 昭二 吉田 一昭 山口 弘一 貴田 英広 村井 賢志 関 隆成 亀平 恒喜



(注)業種別の構成比は法人代表者・役員及び個人事業主に限ります。

3. 第75期通常総代会について

第75期通常総代会(令和6年6月27日開催)において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

- ①報告事項・・・第75期(令和5年4月1日から令和6年3月31日)業務報告、貸借対照表及び損益計算書並びに附属明細書の内容報告の件
- ②決議事項・・・第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 監事任期満了に伴う選任の件

第75期通常総代会



田中理事長



天草市馬場市長



信金中央金庫南九州支店
岡本支店長

当金庫が目指す地域密着型金融の方向について

地域経済の活性化や健全な発展のためには、地域の中小企業等が事業拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、当金庫を含めた地域の関係者が連携・協力し、中小企業等の経営努力を積極的に支援していくことが重要です。その中で当金庫は天草に唯一本店を置く協同組織の金融機関として、資金供給者の役割のみにとどまらず、中小企業等への経営支援や地域活性化のため積極的に取組まなければならないと考えています。

当金庫は中小企業等の会員やお取引先のご期待やニーズ等を真摯に受け止め、自らの規模や特性を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って継続的に推進していくことが当金庫の経営基盤の維持・拡大、収益の確保、財務の健全性向上につながると確信し、次の取組みを実践してまいります。

■ 会員はじめお取引先に対するコンサルティング機能の発揮

当金庫におけるコンサルティング機能発揮とは次のような取組みになります。

1. 日常的・継続的な関係強化及び経営の目標や課題の把握・分析並びにライフステージ等の見極め
2. 会員はじめお取引先による経営の目標や課題の認識・主体的な取組みの促進
3. 会員はじめお取引先の立場にたった適時適切な問題解決方法等のご提案
4. 会員はじめお取引先の経営改善・再建計画の合理性や実現可能性、さらには問題解決策の確認等の策定支援
5. 貸付条件変更等があったお取引先を含め適時適切な新規のご融資
6. 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく適切な取組み
7. 事業再生支援に関する主体的・継続的な関与
8. 会員はじめお取引先との協働による問題解決方法の実行及び進捗状況の管理

■ 地域の面的再生への積極的な参画

会員はじめお取引先や関係機関との日常的・継続的な接触から得られる様々な地域情報を収集・蓄積しつつ、地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析し、そのうえで、地方公共団体、中小企業関係団体等の関係機関と連携・協力しながら、地域の面的再生に向けて積極的な役割を果たしてまいります。

また、天草の経済活性化と同時に会員はじめお取引先の事業拡大や経営改善も図ってまいります。

■ 地域や会員はじめお取引先に対する積極的な情報発信

当金庫は、地域密着型金融の取組みに関して、目標やその成果を地域や会員はじめお取引先へ積極的に情報を発信しています。

当金庫といたしましては、お客様へのご融資利率を単なる高低で計るのではなく、地域密着型金融を積極的に推進している当金庫との信頼関係の強化を通じて、コンサルティング機能や長期的・安定的な資金供給、金融仲介機能の提供に期待していただけること、更に、面的な再生へも積極的に参画し、自らの経営基盤である天草の経済活性化や産業振興等に対して責任ある立場・取組みを継続していくという意思を表明することにより、地域や会員はじめお取引先の信頼や信用、ご支持を高めていきたいと考えております。



地域の事業者を支援するため、各種研修会を開催し支援力・提案力の向上に努めております

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

○ 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

- ・お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ・上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ・お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求める必要がある場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ・お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以 上

○ 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

項 目	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	247件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	32.12%
保証契約を解除した件数	7件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

■ 「経営者保証に関するガイドライン」とは

中小企業の経営者による個人保証には、資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっている等、中小企業の活力を阻害する面をあり、個人保証の契約時および保証債務の整理時等において様々な課題が存在しております。

「経営者保証に関するガイドライン」は、それらの課題に対する解決策の方向性を取りまとめたものです。

リスク管理体制・検査体制・法令等順守・金融ADR対応等について

当金庫の最たる財産はお客様から頂いているご信頼・信用です。さらにご信頼・信用を頂くためには、法令等を遵守いたしますとともに、多様化・複雑化するリスクを適時適切に管理・対応し、もって経営の健全性維持及び向上を図ることが不可欠と考えています。

こうした観点から、当金庫では、理事長直轄の監査室を設置し、本部各部署並びに営業店の各種リスク管理規程・要領等の整備・管理状況等について、公正かつ客観的な立場で調査点検を行い、その結果を遅延なく適切に理事長や経営陣へ報告するなど、不正や不祥事の未然防止等に努めています。

リスク内容、リスク管理方針、運営体制等は次のとおりです。

■経営管理(ガバナンス)態勢 — 基本的要素 —

当金庫では、業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預金者等のお客様保護を確保するとともに金融の円滑化を図るため、適切な経営管理(ガバナンス)のもと、経営相談等をはじめとした金融仲介機能の発揮、法令等遵守、顧客保護等管理の徹底及び各種リスクの的確な管理を行う等、全職員に対して内部管理の教育・指導に努めています。

■金融円滑化管理態勢

健全な事業を営んでおられるお客様に必要な資金を供給していくことは、当金庫の最も重要な役割の一つです。当金庫は、中小企業者の方々に対する信用供与については、その特性及び事業状況を勘案しつつ、できる限り柔軟にお取扱いするよう努めております。

そして、事業資金に関する債務の弁済に係る負担軽減のお申込があった場合には、改善や再生可能性その他の状況を勘案し、できる限りの必要な措置を取るよう努めています。

また、住宅資金をご利用のお客様から債務の弁済に係る負担軽減のお申込があった場合も同様にできる限りの必要な措置を取るよう態勢を整備しております。

■法令等遵守管理態勢

金融機関にとって法令等遵守管理態勢の整備・確立は、その業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つです。当金庫では、法令等遵守に係る基本方針を決定し、組織体制の整備を行う等、業務の適法な運営に万全を期しています。なお、整備状況等については次ページに掲載しています。

■顧客保護等管理態勢

お客様の保護及び利便向上の観点から、次の①～⑥を達成するため、主管部署及び担当部署を決め、管理方針や規程等を整備する等、必要となる管理を行っています。

①与信等のお取引において、お客様への説明が適切かつ充分に行われることの確保、②お客様からのお問合せ・相談・要望及び苦情への対処を適切に行うことの確保、③個人情報情報の適切な管理の確保、④外部委託先における業務遂行の的確性確保及び個人情報管理の適切な実施の確保、⑤利益相反管理の適切な確保、⑥その他お客様保護や利便向上に必要な業務管理の確保

■統合的リスク管理態勢

当金庫の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク(与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等)も含めて、リスク・カテゴリー毎(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等)に評価したリスクを総体的に捉え、経営体力(自己資本)と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行っています。

■自己資本管理態勢

自己資本の管理については、自己資本比率計算を正確に行う態勢の整備や自己資本充実度の管理を適切に行う態勢の整備及びその機能発揮により、実効を確保しております。

■信用リスク管理態勢

当金庫では、与信業務の指針として每期「融資方針」を決定し、役職員へ理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底を図っています。また、貸出条件緩和債権の理論値算出の精度向上のため、担保評価システムを導入しています。

■市場リスク管理態勢

当金庫では、「金利リスク」や「価格変動リスク」等の市場リスクに適切に対応するため主管部署を設置し日常的に管理しています。その報告については、経営企画会議等を開催し、経済情勢や金利動向等をもとに運用・調達の方向性等を協議・検討、その結果を意思決定機関に諮り、方針決定しています。

■流動性リスク管理態勢

当金庫の流動性リスク管理は、〈資金繰りリスク〉と〈市場流動性リスク〉を対象としています。当金庫では、地域内の資金需要に充分対応しながら適切な資金バランスを維持し、業界団体である信金中央金庫等へ支払準備金を預入し流動性リスクに関する管理態勢を確保しています。

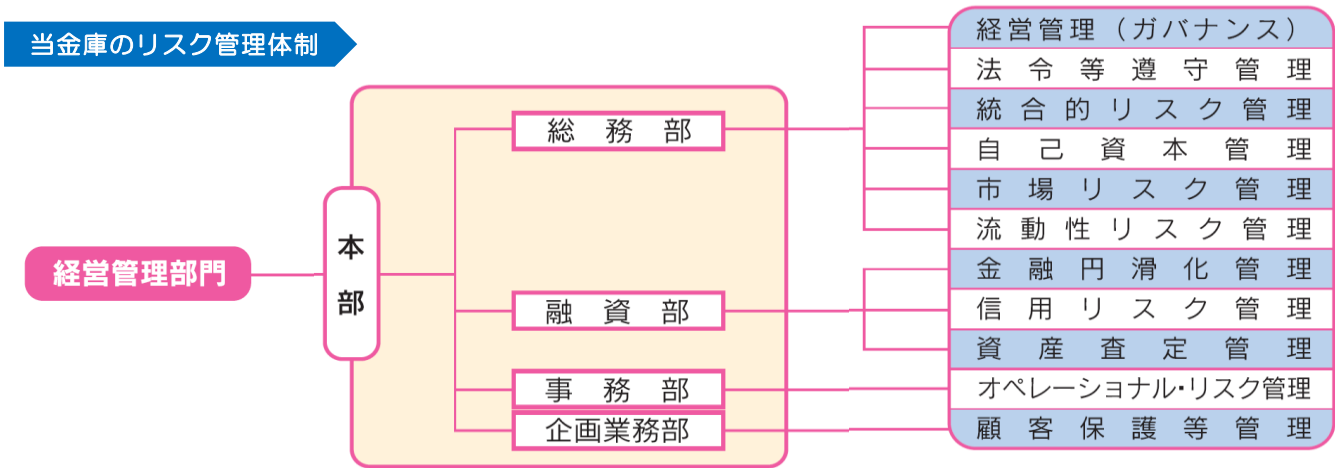
■オペレーショナル・リスク管理態勢

事務リスク、システム・リスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに類型化し、それぞれのリスク管理毎に主管部署及び担当部署を定め、データや情報の把握・分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止並びに発生時の影響度の極小化に取り組んでいます。

当金庫のリスク管理方針について

金融の自由化・グローバル化、ＩＴ技術の進展やお客様のニーズの多様化に伴って取扱商品が増えています。また、金融機関の資金運用、調達手段やその業務も多様化・複雑化しており、これにより発生する様々なリスクについて、金融機関は適時適切に管理する必要があります。平成26年3月末から適用された新たな自己資本比率規制（バーゼルⅢ）では、金融機関の健全性確保、金融仲介機能の発揮を念頭に置き、従来の最低自己資本比率（4％）を維持しつつ、地域経済への影響や業態の特性を勘案しながら自己資本の質の向上を求められています。

当金庫では、このような時代の要請に合わせたリスク管理体制の強化充実に組み込み、経営の健全性確保並びに収益向上を図る観点から、各業務遂行に伴い発生する様々なリスクを正しく把握し改善していくためのリスク管理に関する体制整備を行い、リスクの特定とリスク・カテゴリー毎に計測したリスクを統合的に捉え、自己資本と比較・対照する等の方法による自己管理型の統合的リスク管理体制を構築しています。



法令等遵守(コンプライアンス)に対する基本方針及び運営体制

1. 役職員が遵守すべき倫理規範および行動基準を示した「天草信用金庫行動綱領」を策定しています。
2. お客様の保護および利便性の向上に向けて、役職員が遵守すべき「顧客保護等管理方針」を策定しています。
3. コンプライアンスの具体的な実践計画として、「コンプライアンス実施計画表(プログラム)」を年度ごとに策定しています。
4. 遵守すべきルールを明確にするために法令等遵守の具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員に配布しています。
5. コンプライアンス統括部署および関連部署を定め、それぞれの役目を明確にするとともに、全部店にコンプライアンス責任者および担当者を配置しています。
6. 役職員に対する研修会、職能研修、各部店における勉強会を実施し、コンプライアンス教育の強化を図っています。
7. 監査室の監査項目の中にコンプライアンスに関する項目を盛り込み、法令等遵守態勢が適切に機能しているかについてチェックを行っています。
8. コンプライアンス違反があった場合は、すみやかに各部室店から事故・不祥事件等にかかる報告を求め、それにもとづく適切な対策を講じ、再発防止に努めるほか、報告方法の中にホットライン制度(内部通報制度)を設けており、内部通報者の保護についても明確化しています。

金融ADR制度への対応

金融ADR制度(きんゆうエーディーアール)とは、「裁判によらずに金融に関する紛争・苦情を解決していこうとする」制度です。これは、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により定められ、その行為規制について平成22年10月1日に施行されております。

当金庫では、金融ADR制度の法整備を踏まえ、次の外部機関等と指定紛争解決機関の手続実施基本契約を締結しております。

根拠《信用金庫が銀行法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の照合又は名称》

★熊本県弁護士会紛争解決センター(036-325-0913) 午前9：00～午後5：00

★東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の運営する「仲裁センター等」

なお、当金庫は金融ADR制度だけに頼って安易に紛争の申立てを行うのではなく、可能な限りお客様のご理解・ご納得を頂けよう、まずは当金庫自ら主体的かつ適宜適切に対応いたしますことを、基本としております。

●第75期事業概況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

事業の経過

令和5年度の事業方針は、“しんきん「支援力の強化と変革への挑戦」3か年計画～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～”の最終年度にあたることを踏まえ、人材の育成、業績の向上、内部管理態勢の強化充実に取り組むべき課題とし、当金庫が更に健全性を維持・向上させ、お客さまや地域を支え、期待に応えられるよう、役職員一丸となって諸施策を実施してまいりました。

業績

預金・積金は定期性預金は減少したものの流動性預金が増加し、前期比11億70百万円、0.7%増加の1,474億68百万円となりました。貸出金は事業性・個人向け・地公体向け全てで増加し、前期比12億98百万円、1.8%増加の701億97百万円となりました。収益は貸出金平残が増加し同利回りも上昇した為、貸出金利息収入は前年度を上回りました。余資運用面で有価証券、預け金ポートフォリオの再構築を行い、投資効率を高め収益強化を図ったことから、経常収益は27億42百万円、前期比1億7百万円、4.0%増加となりました。

一方、費用は利回り低下により預金利息等は前年度より減少したほか、経費において新型コロナウイルス感染症の減少により各種イベントが再開した事や物価の高騰等により物件費は増加したものの、臨時費用において有価証券の売却損が前期比76百万円と減少した為、経常費用は18億77百万円、前期比50百万円、2.5%減少となりました。

この結果、経常利益は8億64百万円、前期比1億58百万円、22.3%増加し、税引き後の当期純利益は6億48百万円、前期比1億1百万円、18.4%増加となりました。

事業の展望及び当金庫が対処すべき課題

令和6年度は新中期経営計画“あましん『未来を拓く変革への挑戦』～当金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～の初年度にあたることを踏まえ、引き続きパーパス経営を徹底し、目指すべき姿として会員をはじめお取引先並びに地域住民の成長と幸せを願い、地域密着型金融を通じ課題解決に行動し、持続可能な活力あふれる地域社会を創る為に貢献してまいります。

貸借対照表 ～資産の部～

(単位:千円)

資 産	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
現金	2,756,226	2,650,876
預け金	56,836,518	62,513,656
買入金銭債権	-	-
金銭の信託	-	-
商品有価証券	-	-
有価証券	36,175,505	36,355,784
国債	7,343,175	2,256,345
地方債	8,178,610	8,017,580
社債	4,221,823	4,336,644
株式	15,717,421	21,045,936
投資信託	-	-
その他の証券	714,476	699,278
貸出金	68,899,036	70,197,642
割引手形	258,140	161,321
手形貸付	3,582,104	3,629,016
証書貸付	63,690,262	65,018,073
当座貸越	1,368,529	1,389,231
外国為替	-	-
その他資産	689,686	937,962
未決済為替貸	10,921	22,311
信金中金出資金	564,500	774,500
未収収益	97,540	124,133
その他の資産	16,724	17,017
有形固定資産	1,839,064	1,876,112
建物	645,269	609,791
土地	1,038,301	1,038,301
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	155,493	228,018
無形固定資産	20,133	19,628
ソフトフェア	3,133	2,628
のれん	-	-
その他の無形固定資産	17,000	17,000
繰延税金資産	-	-
再評価に係る繰延税金資産	-	-
債務保証見返	69,225	23,550
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 2,885,156 (△2,621,279)	△ 2,903,474 (△2,670,485)
資産の部合計	164,400,241	171,671,739

貸借対照表 ～負債及び純資産の部～

(単位:千円)

負債及び純資産	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
預金積金	146,298,526	147,468,566
当座預金	232,364	322,492
普通預金	62,249,165	67,088,309
貯蓄預金	27,572	24,946
通知預金	-	-
定期預金	73,511,064	70,065,329
定期積金	10,092,551	9,702,647
その他の預金	185,807	264,840
譲渡性預金	-	-
借入金	-	-
外国為替	-	-
その他負債	249,848	319,549
未決済為替借	15,708	30,424
未払費用	67,071	67,901
給付補填備金	7,440	7,117
未払法人税等	86,038	134,217
前受収益	24,893	23,722
職員預り金	16,106	14,369
その他の負債	32,589	41,796
代理業務勘定	74	-
賞与引当金	49,451	50,612
役員賞与引当金	16,960	16,127
退職給付引当金	123,319	105,102
役員退職慰労引当金	100,771	104,969
その他の引当金	39,059	45,887
特別法上の引当金	-	-
繰延税金負債	1,167,872	2,605,251
再評価に係る繰延税金負債	-	-
債務保証	69,225	23,550
負債の部合計	148,115,111	150,739,615
出資金	439,959	434,064
普通出資金	439,959	434,064
利益剰余金	11,931,415	12,572,397
利益準備金	501,346	501,346
その他利益剰余金	11,430,069	12,071,051
特別積立金	10,500,000	11,100,000
当期末処分剰余金	930,069	971,051
(当期純利益)	547,346	648,445
処分未済持分	-	-
会員勘定合計	12,371,374	13,006,461
その他有価証券評価差額金	3,913,755	7,925,662
純資産の部合計	16,285,130	20,932,123
負債及び純資産の部合計	164,400,241	171,671,739

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
経常収益	2,634,430	2,742,388
資金運用収益	2,080,635	2,186,778
貸出金利息	1,407,057	1,441,485
預け金利息	33,378	50,661
有価証券利息配当金	626,414	680,846
その他の受入利息	13,785	13,785
役務取引等収益	124,452	126,748
受入為替手数料	47,505	46,606
その他の役務収益	76,947	80,141
その他業務収益	11,034	18,376
貸倒引当金戻入益	—	—
国債等債券売却益	—	653
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	11,034	17,723
その他経常収益	418,307	410,485
株式等売却益	415,828	408,853
その他の経常収益	2,478	1,631
経常費用	1,927,808	1,877,717
資金調達費用	25,999	24,408
預金利息	22,068	20,500
給付補填備金繰入額	3,851	3,827
その他の支払利息	79	80
役務取引等費用	241,287	261,543
支払為替手数料	13,090	13,149
その他の役務費用	228,197	248,394
その他業務費用	25,581	61,086
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	403	25,906
その他の業務費用	25,177	35,179
経費	1,434,636	1,453,623
人件費	967,799	964,759
物件費	442,936	466,217
税金	23,901	22,646
その他経常費用	200,303	77,055
貸倒引当金繰入	122,293	65,521
貸出金償却	—	2,264
株式等売却損	76,357	—
株式等償却	—	1,182
その他の経常費用	1,652	8,087
経常利益	706,621	864,670
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	706,621	864,670
法人税、住民税及び事業税	165,116	218,860
法人税等調整額	△ 5,840	△ 2,635
法人税等合計	159,275	216,224
当期純利益	547,346	648,445
繰越金(当期首残高)	382,723	322,605
当期末処分剰余金	930,069	971,051

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
当期末処分剰余金	930,069,243	971,051,114
剰余金処分額	607,464,052	607,377,340
利益準備金	-	-
出資に対する配当金	(年1.7%) 7,464,052	(年1.7%) 7,377,340
特別積立金	600,000,000	600,000,000
繰越金(当期末残高)	322,605,191	363,673,774

令和6年6月27日開催の第75回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、くまもと監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月30日

天草信用金庫
理事会 御中

くまもと監査法人 熊本県熊本市

指定社員

業務執行社員 公認会計士 星野 誠之 ㊞

指定社員

業務執行社員 公認会計士 中村 裕彦 ㊞

< 計算書類等監査 >

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、天草信用金庫の2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

< 剰余金処分案に対する意見 >

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、天草信用金庫の2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月27日 天草信用金庫

理事長

田中 豊 浩

【貸借対照表の注記】

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～50年 その他 3年～15年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫内利用のソフトウェアについては、在庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証のある取決めがあるのは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針(令和4年4月14日)に規定する正常先償却及び要注懸先償却に相当する償却については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先償却に相当する償却については、償却額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償却については、償却額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、その対応として融資を実行した先及び条件変更を実施した先(以下コロナ対応先)を一般融資先と区分し、コロナ対応先について以下のように貸倒引当金を算出しております。
正常先、その他要注懸先、要管理先はそれぞれの債務者区分にて算出した毀損率と破綻懸念先の毀損率の平均値を非保全額に乗じて引当金を算出しております。破綻懸念先については、Ⅲ分類額から当該債務者のフリーキャッシュフロー(直近3決算期の平均値)を控除した額と同額を引当金としております。実質破綻先及び破綻先については一般融資先と同様の方法で引当金を算出しております。
すべての償却は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当金を行っております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理(発生事業年度より)
また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)		
年金資産の額	1,680,937	百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192	百万円
差引額	△ 89,255	百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和5年3月分) 0.1263%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金23百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準額にの乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役員取引等収益は、役員提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の国内為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 有形固定資産に係る除却対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 重要な会計上の見積り関係
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 2,903百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額37百万円。
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,012百万円。
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく償却は次のとおりであります。
なお、償却は、貸借対照表上の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,127 百万円
危険債権額 4,150 百万円
三月以上延滞債権額 2 百万円
貸出条件緩和債権額 46 百万円
合計額 6,326 百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を所有しておりますが、その額面金額は161百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、借入金、収納代理金融機関または出納取扱金融機関となるため預け金 2,001百万円、有価証券2百万円を差し入れております。
- 出資1口当たりの純資産額 24,111円79銭
- 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクにさらされております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクにさらされております。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、貸出規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信調査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による融資委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ペースで常勤理事会、四半期毎に理事会に報告しております。
(ii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会において定期的に報告されております。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行っております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	62,513	61,066	△ 1,447
(2) 有価証券 その他有価証券	36,343	36,343	—
(3) 貸出金(※1) 貸倒引当金(※2)	70,197 △ 2,903		
	67,294	68,327	1,032
金融資産計	166,151	165,737	△ 414
(1) 預金積金(※1)	147,468	147,388	△ 80
金融負債計	147,468	147,388	△ 80

(※1) 貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

貸借対照表・損益計算書の注記

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的のものの有価証券に関する注記事項については、23から25に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利率で割り引いた価格

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、無リスク利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、延長特約付定期預金であり、取引金融機関から提示された価格によっております。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
有価証券	
非上場株式（※1）	10
再生支援ファンド（※1）	2
その他資産	
組合出資金（※2）	774
合 計	786

（※1）非上場株式及び再生支援ファンドについては、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

（※2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」であります。以下、25まで同様であります。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	20,404	9,131	11,272
	債 券	2,167	2,135	32
	国 債	1,557	1,524	32
	地方債	—	—	—
	社 債	610	610	0
	その他	697	424	273
	小 計	23,269	11,691	11,577
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	631	715	△ 83
	債 券	12,442	13,231	△ 789
	国 債	699	740	△ 41
	地方債	8,017	8,653	△ 636
	社 債	3,725	3,837	△ 111
	その他	—	—	—
	小 計	13,074	13,947	△ 872
合 計		36,343	25,638	10,705

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	1,353	408	—
債 券	1,400	0	—
国 債	1,400	0	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	2,754	409	—

25. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が50%以上毀損した場合、または20%以上50%未満2期連続して毀損した場合であります。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで、資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,449百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが、3,974百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付されております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に（1年毎に）予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額 727 百万円

追贈給付引当金損金算入限度超過額 28

その他 273

繰延税金資産小計 1,030

評価性引当額 △855

繰延税金資産合計 174

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 2,779

繰延税金負債合計 2,779

繰延税金負債の純額 2,605 百万円

28. 追加情報

（新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動への影響は、当面続くものと想定し、当金庫の業績に影響があるものと考えております。

このような状況下においては、当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いて貸倒引当金を計上しております。

ただし、当該仮定は不確実性が高く、今後の新型コロナウイルスの感染状況や経済活動への影響が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

【損益計算書の注記】

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額742円01銭

◆報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定基準 b. 算定方法 c. 功労金 d. 特別功労金

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	88

(注) 1. 対象役員に該当する理事は 6名、監事は 2名です(期中に退任した者を含む)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」65百万円、「賞与」13百万円、「退職慰労金」9百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等のうち平均額としております。

以 上

◆退職給付会計について

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫の退職給付制度は、確定給付企業年金制度を採用しています。

また、当金庫は、複数事業主信用金庫等により設立された総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金にも加入しています。この基金は、全国の信用金庫及びその関連会社で働く役職員と事業主が掛金を負担し合い運営されている企業年金制度です。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	令和4年度	令和5年度
退職給付債務(A)	734,310	712,280
年金資産(B)	633,633	726,326
前払年金費用(C)	—	—
未認識過去勤務費用(D)	—	—
未認識数理計算上の差異(E)	△22,642	△119,148
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	123,319	105,102

3. 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	令和4年度	令和5年度
勤務費用(A)	101,575	100,763
利息費用(B)	3,875	5,947
期待運用収益(C)	0	0
過去勤務費用の費用処理額(D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額(E)	△11,706	△31,459
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	—	—
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	93,744	75,251

(注) 勤務費用は、全国信用金庫厚生年金基金の掛け金を含んでいます。

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	令和4年度	令和5年度
(1)割引率	0.81%	1.25%
(2)期待運用収益率	0.00%	0.00%
(3)退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準	
(4)過去勤務費用の額の処理年数	15年(発生日年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5)数理計算上の差異の処理年数	5年(発生日年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6)会計基準変更時差異の処理年数	15年	

直近の5事業年度における主要な事業の状況

◆事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	2,905	5,185	2,487	2,634	2,742
経 常 利 益	813	689	523	706	864
業 務 純 益	740	256	631	596	589
当 期 純 利 益	500	486	332	547	648
出 資 総 額	456	452	447	439	434
出 資 総 口 数	913千口	905千口	894千口	879千口	868千口
純 資 産 額	13,322	13,967	14,794	16,285	20,932
総 資 産 額	154,767	160,840	165,301	164,400	171,671
預金・積金残高	135,349	140,797	144,287	146,298	147,468
貸 出 金 残 高	65,721	67,874	67,331	68,899	70,197
有 価 証 券 残 高	41,436	31,157	35,052	36,175	36,355
単体自己資本比率	17.54%	18.05%	17.92%	19.34%	19.61%
出資に対する配当金 (出資1口500円当たり)	8.5円	8.5円	8.5円	8.5円	8.5円
職 員 数	125人	126人	127人	135人	132人

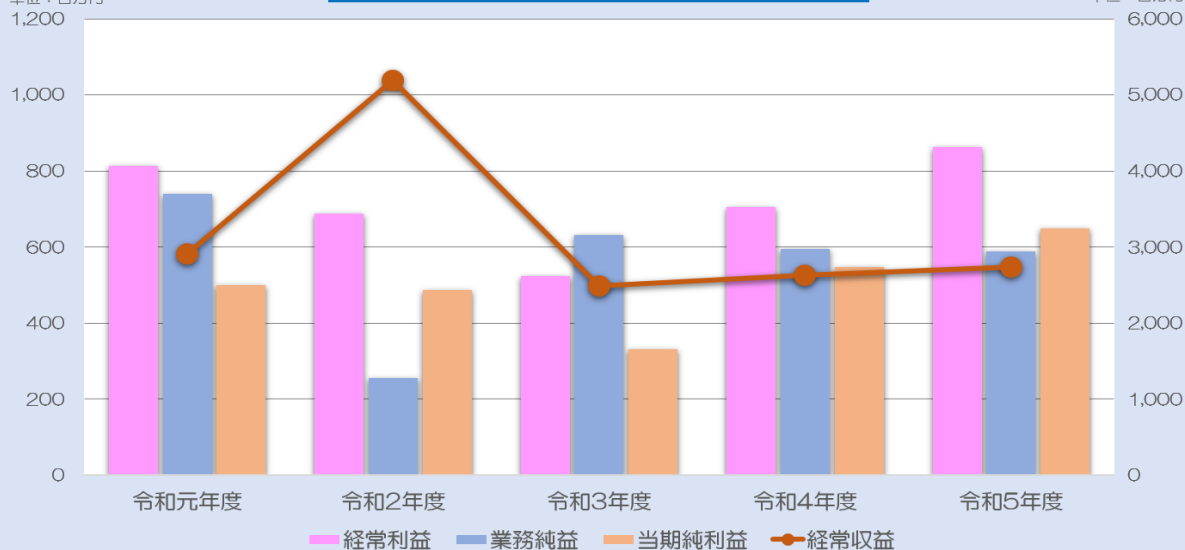
経常収益、経常利益、業務純益、当期純利益

単位:百万円

1,200

単位:百万円

6,000



預金・積金残高、貸出金残高

単位:百万円

150,000

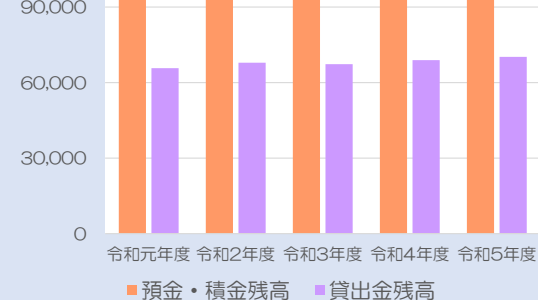
120,000

90,000

60,000

30,000

0



出資総額、出資総口数

単位:百万円

450

400

350

300

0

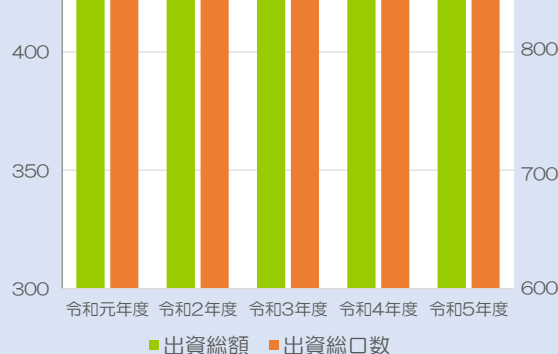
単位:千口

900

800

700

600



主要な業務の状況を示す指標

◆業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益
(投資信託解約損益を除く)、資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支

●業務粗利益

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度	令和5年度
資金運用収益	2,080	2,186
資金調達費用	25	24
資金運用収支	2,054	2,162
役務取引等収益	124	126
役務取引等費用	241	261
役務取引等収支	△ 116	△ 134
その他業務収益	11	18
その他業務費用	25	61
その他業務収支	△ 14	△ 42
業務粗利益	1,923	1,984
業務粗利益率	1.20	1.23

●業務純益

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
業務純益	596	589
実質業務純益	517	558
コア業務純益	518	583
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	518	583

※1.業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）

業務費用には、例えば人件費のうちの役員給与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。

※2.実質業務純益＝業務純益－一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

※3.コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券償還

国債等債券償還は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等

債券償却を適算した損益です。

※4.「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和元年9月13日）による改正を受け、令和元年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、令和元年度分のみを開示しております。

$$\text{※ 業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

◆資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

区 分	令和4年度			令和5年度		
	平均残高 (百万円)	利息・配当金 (千円)	利 回 (%)	平均残高 (百万円)	利息・配当金 (千円)	利 回 (%)
資金運用勘定	159,620	2,080,635	1.30	160,283	2,186,778	1.36
貸出金	68,564	1,407,057	2.05	69,619	1,441,485	2.07
預け金	59,301	33,378	0.05	60,915	50,661	0.08
金融機関貸付等	—	—	—	—	—	—
有価証券	31,189	626,414	2.00	29,182	680,846	2.33
その他	564	13,785	2.44	566	13,785	2.43
資金調達勘定	149,010	25,999	0.01	148,725	24,408	0.01
預金・積金	147,191	25,920	0.01	148,709	24,328	0.01
借入金	1,802	—	—	—	—	—
その他	15	79	0.49	16	80	0.50

◆利 鞘

区 分	令和4年度	令和5年度
資金運用利回	1.30%	1.36%
資金調達原価率	0.96%	0.97%
総資金利鞘	0.34%	0.39%

◆受取利息及び支払利息の増減

(単位:百万円)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	金 額	増減額	増減率	金 額	増減額	増減率
受取利息	2,080	77	3.8%	2,186	106	5.1%
支払利息	25	△ 3	△12.9%	24	△ 1	△6.1%

◆利益率

区 分	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.43%	0.53%
総資産当期利益率	0.33%	0.39%

$$\text{※ 総資産経常(当期)利益率} = \frac{\text{経常(当期)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

◆貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増減額
一般貸倒引当金	263,876	232,988	△ 30,888
個別貸倒引当金	2,621,279	2,670,485	49,206
合 計	2,885,156	2,903,474	18,318

◆貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増減額
貸出金償却額	—	2,264	2,264

預金に関する指標

◆流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高及び固定金利定期預金と変動金利定期預金、その他の区分ごとの定期預金の残高

(単位:百万円、%)

科 目			令和4年度		令和5年度		
			残 高	構成比	残 高	構成比	
預金・積金 合計		末残	146,298	100.00	147,468	100.00	
		平残	147,191	100.00	148,709	100.00	
流動性預金 ※1	当 座 預 金	末残	232	0.16	322	0.22	
		平残	255	0.17	300	0.20	
	普 通 預 金	末残	62,249	42.55	67,088	45.49	
		平残	61,371	41.70	65,236	43.87	
	貯 蓄 預 金	末残	27	0.02	24	0.02	
		平残	31	0.02	27	0.02	
	通 知 預 金	末残	0	0.00	0	0.00	
		平残	0	0.00	0	0.00	
	そ の 他 の 預 金	末残	185	0.13	264	0.18	
		平残	247	0.17	212	0.14	
	小 計		末残	62,694	42.85	67,700	45.91
			平残	61,905	42.06	65,777	44.23
定期性預金 ※2	定 期 預 金	末残	73,511	50.25	70,065	47.51	
		平残	75,370	51.21	73,031	49.11	
	固定金利定期預金	(末残)	73,490	50.24	70,046	47.50	
		(平残)	75,349	51.20	73,010	49.10	
	変動金利定期預金	(末残)	21	0.01	19	0.01	
		(平残)	21	0.01	21	0.01	
	その他の定期預金	(末残)	—	—	—	—	
		(平残)	—	—	—	—	
	定 期 積 金	末残	10,092	6.90	9,702	6.58	
		平残	9,915	6.74	9,900	6.66	
	小 計		末残	83,603	57.15	79,767	54.09
			平残	85,285	57.94	82,931	55.77
譲渡性預金		末残	—	—	—	—	
		平残	—	—	—	—	

※1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金+別段預金+納税準備預金

※2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

貸出金に関する指標

◆割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越の期末残高・平均残高
及び固定金利・変動金利別残高

(単位:百万円、%)

科 目		令和4年度		令和5年度	
		残 高	構成比	残 高	構成比
貸 出 金	末残	68,899	100.00	70,197	100.00
	平残	68,564	100.00	69,619	100.00
割 引 手 形	末残	258	0.37	161	0.23
	平残	212	0.31	181	0.26
手 形 貸 付	末残	3,582	5.20	3,629	5.17
	平残	3,405	4.97	3,373	4.85
証 書 貸 付	末残	63,690	92.44	65,018	92.62
	平残	63,616	92.78	64,703	92.94
当 座 貸 越	末残	1,368	1.99	1,389	1.98
	平残	1,329	1.94	1,361	1.96
固 定 金 利 残 高		28,307	41.08	27,854	39.68
変 動 金 利 残 高		40,592	58.92	42,342	60.32

◆貸出金担保別内訳

(単位:百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	金 額	うち会員外	金 額	うち会員外
当金庫の預金・積金	1,794	76	1,573	79
有 価 証 券	1	—	1	—
動 産	2,194	—	1,908	—
不 動 産	10,056	4	10,493	3
そ の 他	1,110	—	1,068	1
小 計	15,157	81	15,045	84
信用保証協会・信用保険	17,440	1,848	18,010	1,858
保 証	4,744	225	4,963	250
信 用	31,557	10,646	32,177	10,973
小 計	53,741	12,720	55,152	13,081
合 計	68,899	12,801	70,197	13,166

◆債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	金 額	うち会員外	金 額	うち会員外
当金庫の預金・積金	63	—	22	—
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	0	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
小 計	64	—	22	—
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保 証	—	—	—	—
信 用	4	—	0	—
小 計	4	—	0	—
合 計	69	—	23	—

◆貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	35,961	52.2	37,585	53.5
運 転 資 金	32,937	47.8	32,612	46.5
合 計	68,899	100.0	70,197	100.0

◆貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

業 種 別	令和4年度			令和5年度		
	先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比
製造業	113	1,988	2.9	107	2,384	3.4
農 業、林 業	27	191	0.3	26	204	0.3
漁 業	99	1,600	2.3	97	1,594	2.3
鉱業、採石業、砂利採取業	4	140	0.2	4	99	0.1
建設業	168	3,714	5.4	164	3,741	5.3
電気・ガス・熱供給・水道業	48	2,136	3.1	44	2,020	2.9
情報通信業	1	209	0.3	2	181	0.3
運輸業、郵便業	81	4,438	6.4	77	3,969	5.7
卸売業、小売業	229	3,479	5.0	227	3,133	4.5
金融業、保険業	5	12	0.0	6	22	0.0
不動産業	135	7,434	10.8	138	8,166	11.6
物品賃貸業	7	293	0.4	7	373	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	4	16	0.0	4	14	0.0
宿泊業	39	2,798	4.0	39	2,916	4.2
飲食業	106	1,021	1.5	101	1,101	1.6
生活関連サービス業、娯楽業	61	757	1.1	55	720	1.0
教育、学習支援業	10	301	0.4	12	274	0.4
医療・福祉	51	1,892	2.7	46	1,672	2.4
その他のサービス	102	1,645	2.4	109	1,627	2.3
小 計	1,290	34,073	49.5	1,265	34,219	48.7
地方公共団体	8	10,636	15.4	8	10,963	15.6
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,534	24,188	35.1	6,472	25,014	35.6
合 計	7,832	68,899	100.0	7,745	70,197	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆預貸率

(単位:百万円、%)

項 目		令和4年度	令和5年度
貸出金(期末残高)(A)		68,899	70,197
預金・積金(期末残高)(B)		146,298	147,468
預 貸 率	(A/B)	47.09	47.60
	期中平均	46.58	46.81

当金庫では、お客さまからお預かりした資金の一部を有価証券等で運用しています。資金の公共性に鑑み、運用対象は安全性や収益性に留意して国債・地方債を中心に、社債・株式・その他の証券等です。

◆商品有価証券……………該当ありません。

◆有価証券の種類別の期末残高・平均残高

(単位:百万円、%)

区 分		令和4年度		令和5年度	
		残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	末残	7,343	20.3	2,256	6.2
	平残	7,190	23.1	5,758	19.7
地 方 債	末残	8,178	22.6	8,017	22.1
	平残	8,734	28.0	8,692	29.8
社 債	末残	4,221	11.7	4,336	11.9
	平残	4,629	14.8	4,466	15.3
公 社 公 団 債 (政府保証債)	末残	899	2.5	790	2.2
	平残	985	3.2	894	3.1
金 融 債	末残	—	—	—	—
	平残	—	—	—	—
そ の 他 社 債	末残	3,322	9.2	3,546	9.8
	平残	3,644	11.7	3,572	12.2
株 式	末残	15,717	43.4	21,045	57.9
	平残	10,207	32.7	9,836	33.7
外 国 証 券	末残	—	—	—	—
	平残	—	—	—	—
その他の証券	末残	714	2.0	699	1.9
	平残	427	1.4	427	1.5
貸付有価証券	末残	—	—	—	—
	平残	—	—	—	—
合 計	末残	36,175	100.0	36,355	100.0
	平残	31,189	100.0	29,182	100.0

※当金庫の有価証券残高は、すべて『その他の目的』で保有しています。

◆その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち評価益	うち評価損	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち評価益	うち評価損
株 式	10,240	15,706	5,465	5,578	112	9,847	21,035	11,188	11,272	83
債 券	20,243	19,743	△ 500	156	656	15,367	14,610	△ 756	32	789
国 債	7,203	7,343	139	154	15	2,265	2,256	△ 9	32	41
地方債	8,694	8,178	△ 516	—	516	8,653	8,017	△ 636	—	636
社 債	4,345	4,221	△ 123	1	38	4,447	4,336	△ 110	0	110
そ の 他	424	712	288	288	—	424	697	273	273	—
合 計	30,908	36,161	5,253	6,022	769	25,638	36,343	10,705	11,577	872

※貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

※「うち評価益」「うち評価損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

◆その他有価証券のうち満期があるものの債券の期間ごとの償還予定額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度				令和5年度			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	5,116	3,833	2,044	8,749	770	3,756	1,844	8,239
国 債	5,022	1,596	—	724	—	1,557	—	699
地方債	—	—	739	7,438	—	—	1,049	6,967
社 債	94	2,237	1,304	585	770	2,198	795	571
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	5,116	3,833	2,044	8,749	770	3,756	1,844	8,239

◆預証率

(単位:百万円、%)

項 目		令和4年度	令和5年度
有価証券（期末残高）（A）		36,175	36,355
預金・積金（期末残高）（B）		146,298	147,468
預 証 率	(A/B)	24.72	24.65
	期中平均	21.19	19.62

◆金銭の信託 …………… 該当ありません。

◆デリバティブ取引 …………… 該当ありません。

◆株式関連取引 …………… 該当ありません。

◆債券関連取引 …………… 該当ありません。

◆商品関連取引 …………… 該当ありません。

◆クレジットデリバティブ取引 …… 該当ありません。

● 自己資本の構成に関する事項

定性的な開示事項

自己資本の調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は右表のとおりです。

発行主体	天草信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	434百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

定量的な開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	経過措置による 不算入額	令和5年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	12,363		12,999	
うち、出資金及び資本剰余金の額	439		434	
うち、利益剰余金の額	11,931		12,572	
うち、外部流出予定額(△)	7		7	
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	263		232	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	263		232	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,627		13,232	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	14		14	
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14		14	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
信用金庫連合会の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	14		14	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	12,613		13,217	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	61,662		63,765	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)				
うち、繰延税金資産				
うち、前払年金費用				
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー				
うち、上記以外に該当するものの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,537		3,611	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	65,200		67,376	
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	19.34%		19.61%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

●自己資本の充実度に関する事項

定性的な開示事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

令和5年度の自己資本比率は、19.61%となり、国内基準である4%の4倍を上回る高い経営の健全性・安定性を充分確保しております。また、将来の自己資本の充実度につきましては、年度ごとに策定する事業計画に基づいた業務推進活動により得られる利益を資本に積み上げることが第一義的な施策として考えております。

定量的な開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	61,662	2,466	63,765	2,551
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	61,662	2,466	63,765	2,551
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,367	455	12,502	500
法人等向け	11,943	478	12,498	500
中小企業等向け及び個人向け	13,980	559	14,094	564
抵当権付住宅ローン	593	24	549	22
不動産取得等事業向け	346	14	234	9
3ヵ月以上延滞等	122	5	75	3
取立未済手形	2	0	4	0
信用保証協会等による保証付	343	14	345	14
株式会社企業再生支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	179	7	247	10
出資等のエクスポージャー	179	7	247	10
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	22,782	911	23,213	929
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	0	0	0	0
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	988	40	1,198	48
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	442	18	449	18
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	21,351	854	21,565	863
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券(STC要件適用分)	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③-1 複数の資産を裏付とする資産(所謂 ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,537	141	3,611	144
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	65,200	2,608	67,376	2,695

(注) 1. 所要自己資本の額はリスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷8%

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

● 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<業種別・残存期間別>

定性的な開示事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の指針として毎期「融資方針」を示し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底を図っています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信管理として、自己査定による債務者区分別、与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。そして、信用リスクの計量化に向け、現在信用格付制度の導入を検討しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣による理事会等を適宜開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議・指導により適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金のうち破綻懸念先は、債権額から担保・保証による回収可能見込額を控除した残額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。実質破綻先と破綻先は、債権額から担保・保証による回収可能見込額を控除した残額全額を貸倒引当金として計上しております。さらに、コロナの影響を未だ受けている事業先については、別途貸倒引当金を計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、有価証券について、以下の3機関を採用しております。なお、貸出金については、適格格付機関は採用しておりません。また、外国為替取引、デリバティブ取引は行っておりません。

●ムーディーズ社 ●S&P社 ●R&I社

定量的な開示事項

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸 出 金		債 券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	2,131	2,512	2,131	2,512	—	—	—	—	9	—
農 業 、 林 業	324	330	324	330	—	—	—	—	—	—
漁 業	1,874	1,856	1,874	1,856	—	—	—	—	73	81
鉱業、採石業、砂利採取業	140	99	140	99	—	—	—	—	—	—
建 設 業	4,164	4,160	4,164	4,160	—	—	—	—	200	149
電気・ガス・熱供給・水道業	3,806	3,688	2,303	2,186	1,503	1,502	—	—	—	—
情 報 通 信 業	511	482	209	181	302	301	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	4,493	4,013	4,493	4,013	—	—	—	—	29	—
卸 売 業 、 小 売 業	3,843	3,537	3,843	3,537	—	—	—	—	53	47
金 融 業 、 保 険 業	1,057	1,258	57	58	1,000	1,200	—	—	—	—
不 動 産 業	7,863	8,574	7,863	8,574	—	—	—	—	3	—
物 品 賃 貸 業	394	474	293	373	101	101	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	51	66	51	66	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	2,806	2,928	2,806	2,928	—	—	—	—	360	360
飲 食 業	1,305	1,404	1,305	1,404	—	—	—	—	23	56
生活関連サービス業、娯楽業	1,117	1,103	1,117	1,103	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	304	276	304	276	—	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	2,111	1,933	2,111	1,933	—	—	—	—	—	—
その他サービス	2,363	2,373	1,863	1,873	500	500	—	—	20	8
国・地方公共団体等	27,471	22,723	10,636	10,963	16,835	11,760	—	—	—	—
個 人	21,001	21,761	21,001	21,761	—	—	—	—	88	58
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	89,142	85,564	68,899	70,197	20,243	15,367	—	—	862	761
1 年 未 満	6,869	5,864	6,869	5,864			—	—		
1 年 以 上 3 年 未 満	4,272	4,015	4,272	4,015			—	—		
3 年 以 上 5 年 未 満	8,447	7,203	8,447	7,203			—	—		
5 年 以 上 10 年 未 満	19,903	18,627	19,903	18,627			—	—		
10 年 以 上 15 年 未 満	10,827	10,690	10,827	10,690			—	—		
15 年 以 上 20 年 未 満	7,485	7,992	7,485	7,992			—	—		
20 年 以 上	12,904	15,633	12,904	15,633			—	—		
期間の定めのないもの	188	170	188	170			—	—		
残 存 期 間 別 合 計	68,899	70,197	68,899	70,197			—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、掲載しておりません。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。本表では、貸出金のみを掲載しております。

3. 債券の残存期間別については、ページ「有価証券に関する指標」をご参照ください。

4. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

項 目		期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度	342	263	0	342	263
	令和5年度	263	232	0	263	232
個別貸倒引当金	令和4年度	2,430	2,621	9	2,421	2,621
	令和5年度	2,621	2,670	51	2,570	2,670
合 計	令和4年度	2,772	2,885	9	2,763	2,885
	令和5年度	2,885	2,903	51	2,833	2,903

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	30,292	—	25,398
10%	—	5,411	—	4,853
20%	—	56,847	—	62,535
20~100%	—	13,063	—	13,562
35%	—	1,731	—	1,603
50%	—	6	—	2
50~150%	—	269	—	223
75%	—	28,363	—	29,182
100%	13,408	1,067	12,982	894
250%	—	177	—	179
1,250%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	159,571		161,363	

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限り、ます。
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

業 種 区 分	個別貸倒引当金			貸出金償却		
	期末残高		期中の増減額	令和4年度	令和5年度	増減額
	令和4年度	令和5年度				
製 造 業	137	135	▲ 2	—	11	11
農 業、林 業	—	26	26	—	—	—
漁 業	213	197	▲ 16	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	21	22	1	—	—	—
建 設 業	209	183	▲ 26	9	—	▲ 9
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	40	200	160	—	29	29
卸売業、小売業	264	256	▲ 8	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	46	37	▲ 9	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,202	1,172	▲ 30	—	—	—
飲食業	182	165	▲ 17	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	24	22	▲ 2	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—	—	—
その他サービス	47	24	▲ 23	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個 人	230	225	▲ 5	0	—	0
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	2,621	2,670	49	9	41	32

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

定性的な開示事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、状況によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を得た上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「貸出規程・貸出事務取扱要領」や「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、信用金庫取引約定書等の約定に基づく相殺として適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

定量的な開示事項

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	保 証	
	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	11,199	12,352
①ソブリン向け	—	—
②金融機関向け	—	—
③法人等向け	—	—
④中小企業等・個人向け	10,514	11,707
⑤抵当権付住宅ローン	—	—
⑥不動産取得等事業向け	—	—
⑦三月以上延滞等	0	3
⑧上記以外	685	642

(注) 1.エクスポージャーの額は信用リスク削減手法が勘案された部分を記載しています。
2.保証を適用している保証人は、消費者ローン・住宅ローンの信用保証機関(適格格付機関による外部格付に基づくリスク・ウェイト20%)です。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は該当ありません

●証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は該当ありません

●出資等エクスポージャーに関する事項

定性的な開示事項

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VAR）によるリスク計測によって把握しております。

また、非上場株式等につきましては、財務諸表や運用報告を基にした評価を定期的実施し適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り適正に処理しております。

定量的な開示事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	15,706	15,706	21,035	21,035
非上場株式等	11	11	10	10
合 計	15,717	15,717	21,045	21,045

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、
損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
評価損益	5,253	10,705

ロ. 出資等エクスポージャーの売却
及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
売却益	415	408
売却損	76	—
償 却	—	1

二. 貸借対照表及び損益計算書で
認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
評価損益	—	—

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

●オペレーショナル・リスクに関する事項

定性的な開示事項

オペレーショナル・リスクの管理及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、金庫運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理規程」により、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております、

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守の徹底はもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化・充実、更には牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、更にはシステム監査を実施し、安定した業務遂行できるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、更には各種リスク商品等に対する説明態勢の整備、風評リスク管理会議の設置など、顧客保護等の観点から重要な管理態勢の整備に努めております。

当面、バーゼルⅡ対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用していく方針ではありますが、更なる高度化を目指しリスクデータの蓄積をしております。

また、これらのリスクに関しましては、各リスク管理主管部署ならびにリスク管理担当部署において、適宜、協議・検証するとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会等に報告する態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫はオペレーショナル・リスクの算出について、1年間の粗利益※に15%を乗じて得た額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする「基礎的手法」を採用しております。

※粗利益とは
業務粗利益から国債等債券売却益及び国債等債券償還益を除き、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却及び役務取引等費用を加えたものをいいます。

●金利リスクに関する事項

定性的な開示事項

金利リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指します。当金庫においては、重要性テストアウトライヤー基準により運用勘定・調達勘定ともに、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク計測等を定期的の実施しています。

その計測による令和6年3月末の金利リスク量は1,446百万円となっております。当金庫の金利リスクは求められている重要性テスト（アウトライヤー基準）の範囲内となっております。当金庫の収益状況の検討や長期的な資金運用方針に沿って逓減に努めることとしています。

重要性テストにおける経済価値リスクの計測方法として従来の200BPの平行移動による金利ショックシナリオ計測から、6つの金利シナリオでリスクを計測する方法へと改正となり最もリスクの大きい金額を採用する事となっております。

「金利リスク」の算定は金利ラダー方式・コア預金、①対象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)②算定方法：現残高の50%相当額③満期：5年以内(平均2.5年)、金利感応資産・負債：預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債の経済価値の変動額（ ΔEVE ）：ショックシナリオ6シナリオ（上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下）

今後の金利リスク上昇要因として、運用面において貸出金のうち、地元県・市・町に対する貸出金(地方債)や個人向けの住宅ローン等の長期の固定金利貸出金や有価証券について国債等の長期の購入や様々な金融商品を含んだ投資信託等があります。また調達面において預金の大部分を占める定期預金のうち、短期の1年物の割合が高い事による調達・運用の期間ミスマッチ等が発生することにより上昇する可能性があります。

一方、信用リスクの面から見ますと、地方公共団体向けの貸出金、個人向けの住宅ローン等や国債等を主にした有価証券運用はリスクが低い状況にあります。当金庫としても地区内の事業資金の需要の影響度合い及び資金供給の観点から事案によっては長期固定金利の取扱いも行っております。

定量的な開示事項

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,446	1,288	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	147	321
3	スティープ化	1,366	1,544		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,446	1,544	147	321
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	13,217		12,613	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31 年金融庁告示第3 号（2019 年2 月18 日）による改正を受け、平成31年3月末から ΔNII を開示することとなりました。

事業のご案内

地域の事業所・企業や個人のお客様に円滑な金融・情報サービスをご提供するため、小口多数取引に徹した事業活動をきめ細やかに展開しています。

また、多様化するお客様のニーズにお応えすべく、商品の充実・サービスの向上に努めています。

● 融資業務（ご融資）

当金庫の営業区域内で事業を営む企業や個人のお客様の様々なニーズにお応えすべく、低コストで良質な資金をご提供し、地域産業や経済の発展と豊かな社会生活の実現に向けて、全力を傾注しております。

また、皆様の豊かで潤いある家庭生活実現のお役に立てるよう、「住宅ローン」・「マイカーローン」・「教育ローン“夢キャンパス”」、資金使途自由な「フリーローン“未ら来る”」などをご用意しております。

● 預金業務（ご預金）

主力商品である定期積金で皆様の着実な資産づくりのお手伝いをさせて頂くとともに、年金受給者の皆様向けの金利優遇商品や懸賞品付定期預金などのオリジナルティある商品の開発、取扱いを通じて、収益の一部を地域の皆様に還元できる商品の開発を積極的に努めております。

今後とも当金庫では、お客様のニーズにお応えするため、新商品の開発やサービスの一層の充実を図ってまいります。

● 為替業務

当金庫では、全国の金融機関への送金・振込・代金取立等の取扱いを行っており、地域の皆様に数多くご利用頂いています。全国信用金庫データ通信システム、全国銀行データ通信システムによる為替網を通じて、全国の信用金庫はもとより、銀行等の民間金融機関とオンラインで結ばれており、迅速・正確・安全にお取扱いしています。

また、インターネットバンキングをご利用頂きますと、オフィスやご家庭に居ながらにして簡単に振込みなどが行なえるだけでなく、振込手数料の優遇もございます。

なお、外国為替のお取扱いに関しましては、現在のところ信金中央金庫への取次ぎのみを行なっています。

● その他のサービス

当金庫は金融機関の基本業務を通じて地域経済の活性化、産業の振興を支援しています。

また、お取引先の利便性向上を図るため、お客様への情報のご提供、年金振込口座のご指定やご予約を頂いているお客様の年金倶楽部「ふれあい会」の運営、毎月第2木曜日に実施している顧問弁護士による無料法律相談、産学官金連携の相談会や年金相談会等々を開催運営しています。

金庫の主要な事業内容（業務の種類）

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 為替取引
- 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券 { (5) に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。 } の売買（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、財団法人研究開発型企業育成センター、一般財団法人建設業振興基金、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人福祉医療機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
 - イ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
 - ・ 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
 - 信金中央金庫
 - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (11) 振替業
 - (12) 両替
 - (13) 短期社債等の取得又は譲渡
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
- 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行なう保険募集
 - (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の7の5第1項により行なう共済募集
 - (3) 当せん金付証票法により行う宝くじ業務
 - (4) スポーツ振興法により行うスポーツ振興くじ業務
 - (5) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
 - (6) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (7) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - (8) 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号）第54条第1項により行う共済募集

営業のご案内

当金庫では、金融サービスのよきパートナーとして、地域の皆様の暮らしをサポートさせて頂いています。ここでは皆様のライフステージにあった商品やサービスをご紹介します。

● 商品のご案内〈融資・ローン〉

種 類	特 色	ご融資額	期 間	担保・保証人等
一 般 の ご 融 資	手形割引／一般の商業手形の割引を致します。	ご相談下さい。	ご相談下さい。	ご相談下さい。
	手形貸付／仕入資金等短期運転資金をご融資致します。			
	短期運転資金・長期設備資金などをご融資致します。			
保 証 協 会 保 証 融 資	熊本県信用保証協会、熊本県漁業信用基金協会、農林漁業信用基金協会の保証付融資のお取扱いを致しております。	各制度の約束事があります。 ご相談下さい。	各制度の約束事があります。 ご相談下さい。	各制度の約束事があります。 ご相談下さい。
代 理 業 務	信金中央金庫・株式会社日本政策金融公庫・独立行政法人住宅金融支援機構などのご融資のお取扱いを致しております。	各制度の約束事があります。 ご相談下さい。	各制度の約束事があります。 ご相談下さい。	各制度の約束事があります。 ご相談下さい。
制 度 融 資	季節資金・中小企業振興資金などのご融資のお取扱いをいたしております。	各制度の約束事があります。 ご相談下さい。	各制度の約束事があります。 ご相談下さい。	各制度の約束事があります。 ご相談下さい。
あ ま し ん 地 域 活 性 化 ロ ー ン	素早く丁寧な対応でビジネスにゆとりと安心を提供いたします。事業の用途にあわせ、当座貸越または証書貸付の何れかを選択いただけます。	500万円以内	当座貸越1年・3年の更新制証書貸付10年以内	ご相談下さい。
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・購入・増改築、住宅用土地購入、既住住宅ローンの借換資金など、マイホームに関するローンです。「変動金利型住宅ローン」と当初3年間、5年間、10年間のいずれかの期間について「固定金利選択型住宅ローン」など、金利の種類も豊富です。	5,000万円以内	35年以内	ご相談下さい。
リ フ ォ ー ム	住宅の増改築・内外装、造園、門、塀などの資金としてご利用頂けます。	1,000万円以内	15年以内	保証会社の保証を得られる方。
グ リ ー ン e c o	太陽光発電システムの設置やオール電化設備の設置などにご利用頂けます。低金利で環境にやさしい家作りを応援します。	1,000万円以内	15年以内	
カ ー ド ロ ー ン	カード一枚で、必要な金額を必要な時にＡＴＭからご利用頂けます。ご利用残高に応じた返済額でらくらくご返済頂けます。	50万円から500万円までの設定極度額以内	3年の自動更新	
フ リ ー ロ ー ン 「 未 ら 来 る 」	旅行・レジャー・ショッピングなどの消費資金に加え、他行借入金のおまとめ資金や事業資金にもご利用頂けます。	500万円以内	10年以内	
マイカーローン	マイカー・自動2輪・パーツなどの購入、修理、車検、運転免許取得費用などにご利用頂けます。また、期間限定で特別優遇金利キャンペーンを実施しています。	1,000万円以内	15年以内	保証会社の保証を得られる方。
夢キャンパス（教育ローン）	入学金や授業料など、教育資金全般にご利用頂けます。在学期間中は利息のみのご返済が可能です。	1,000万円以内	16年以内	
職 域 サ ポ ー ト ロ ー ン	当金庫と「職域サポート契約」を締結している事業所等の代表者・役員・従業員の方を対象とした限定のローンです。マイカー・教育資金等目的にあわせて幅広くご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	
年 金 受 給 者 向 け 「 シ ニ ア ラ イ フ ロ ー ン 」	当金庫で年金受取をご指定頂いている方、または年金受取のご指定の手続きを頂いている方を対象としたローンです。リフォーム資金や自動車購入、ご旅行の費用など、充実したシニアライフにお役立て頂けます。	100万円以内	10年以内	保証会社の保証を得られる方。
若年層向けローン「マイセルフ」	20歳以上40歳未満の方を対象とした低利で使い勝手よいフリーローンです。	500万円以内	10年以内	
移 住 ・ 定 住 心 援 助 ロ ー ン	[住宅応援プラン] 天草に移住された方を対象に住宅取得やリフォーム等住宅関連資金全般にご利用いただけます。	1,500万円以内	20年以内	
	[多目的プラン] 天草に移住された方を対象にお使いみち自由で、事業資金やおまとめ資金や事業資金などにもご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	

営業のご案内

● 商品のご案内<預金>

種 類		特 色	期 間	お預け入れ額
当 座 預 金		会社・商店のお取引に、安全で確実な小切手・手形がご利用になれます。	出し入れ自由	1円以上
普 通 預 金		給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払いをはじめ、キャッシュカードをお使いになれば「全国キャッシュサービス」もご利用頂ける等、お財布がわり、家計簿がわりにご使用できます。また、全額保護の対象となる無利息型普通預金もあります。		
総 合 口 座		一冊の通帳に普通預金と定期預金セットされており、必要なときに定期預金残高の90%以内最高200万円まで、自動的にご融資がご利用できる大変便利な口座です。		
貯 蓄 預 金		出し入れ自由の預金でありながら、金融自由化時代にふさわしく残高に応じて有利な金利設定となっています。キャッシュカードによりＡＴＭでの入出金もご利用になれます。	出し入れ自由	1円以上
通 知 預 金		まとまった資金を短期間運用されるのに最適です。ご解約の場合は、解約の2日前までに通知を必要とします。	7日以上	1万円以上
納 税 準 備 預 金		納税資金を計画的にご準備頂くための預金です。お利息は非課税扱いです。	入金は自由、引出しは納税時	1円以上
ス ー パ ー 定 期 積 金		旅行・結婚・教育等プランの実現のため計画的に毎月一定額を積み立てて頂く、目的型貯蓄商品です。3年以上のご契約期間の場合は、有利な2段階の金利設定になっています。	6ヶ月以上 5年以内	一回の積立額 1,000円以上
職 域 サ ポ ー ト 制 度 専 用 定 期 積 金 「きらり☆未来サポート」		当金庫と「職域サポート契約」を締結している事業所等の代表者・役員・従業員の方を対象とした限定の定期預金です。ご契約いただくと様々な特典が受けられます。	2年以上 5年以内	契約額 50万円以上
定 期 預 金	大 口 定 期 預 金	1,000万円以上の大口資金の運用に適した高利回りの定期預金です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上
	ス ー パ ー 定 期 300	300万円以上のまとまった資金運用にご利用いただける自由金利型定期預金です。		300万円以上
	ス ー パ ー 定 期	100円以上のお預け入れにご利用いただける自由金利型定期預金です。		100円以上
	期 日 指 定 定 期 預 金	1年複利の定期預金です。お預け入れ期間は最長3年ですが、据置期間1年経過後は、1ヶ月前までにご連絡頂ければ、必要な金額だけお引出し頂けます。	最長3年 (据置期間1年)	100円以上 300万円未満
	変 動 金 利 定 期 預 金	市場金利の動きにより、お預け入れ後6ヶ月ごとに金利が見直されます。時代の最先端をいく定期預金です。お預け入れの金額により3段階の金利設定になっています。	1 年以上 3 年以内	100円以上
	あ ま し ん あ 福 祉 定 期 預 金	障害基礎年金等を受給されているお客様を対象として、お一人様350万円までお預かり致します。金利は、1年ものスーパー定期の店頭表示金利+0.5%で高利回りの定期預金です。	1年	350万円以内
年 金 受 給 者 専 用	ゆ と り 積 金	スーパー積金の店頭表示金利+0.1%とお得です。年金振込みに合わせて2ヶ月一回のお積み立てとなっています。	12・18・24・30回	一回の積立額 2万円以上10万円以内
	徳 得 定 期 100	当金庫で継続して年金をお受取り頂けるお客様にスーパー定期1年ものの店頭表示金利+0.3%でお預かりさせて頂く大変お得な定期預金です。	1年	100万円以内
	よ ろ こ び	当金庫で継続して年金をお受取りのお客様で、マル優をご利用の方に限り、スーパー定期1年ものの店頭表示金利+0.1%でお預かりさせて頂くお得な定期預金です。	1年	350万円以内
	よ ろ こ び 21	当金庫で継続して年金をお受取りのお客様に限り、スーパー定期1年ものの店頭表示金利+0.1%でお預かりさせて頂くお得な定期預金です。	1年	500万円以内
財 形 預 金	一 般 財 形 貯 蓄	勤労者の生活設計のために給与・賞与から天引きし、定期的にお預け頂く預金で財産形成に最適です。	3年以上	100円以上
	財 形 年 金 貯 蓄	勤労者が退職後の豊かな生活をお送り頂くための財産づくりに最適で、財形住宅貯蓄と合算して550万円までの非課税貯蓄の特典がご利用頂ける大変有利な預金です。	積立期間5年以上 据置期間6ヶ月以上 5年以内受取期間 5年以上20年以内	100円以上
	財 形 住 宅 貯 蓄	勤労者が住宅の取得・増改築のための資金をお積み立て頂く預金です。財形年金貯蓄と合算して550万円までの非課税貯蓄の特典がご利用頂ける有利な預金です。	積立期間5年以上	100円以上

サービスのご案内

● 主なサービスのご案内

種 類	特 色	
しんきん相続信託こころのバトン	ご自分の将来やご家族の未来のために、必要となる資金をあらかじめ準備できます。	
しんきん暦年信託こころのリボン	お子さまへ、お孫さまへ、ご家族へ、生前贈与をサポートします。	
し ん き ん i D e C o	人生100年時代。人生がますます長くなると、老後への備えもこれまで以上に大切になってきます。 しんきんiDeCoで、無理のない資産形成をはじめましょう。	
全 国 国 民 年 金 基 金	自営業・フリーランスで働く方(第1号被保険者)が将来受け取る国民年金(老齢基礎年金)に上乗せをする公的な年金制度で加入は任意です。最大のメリットは終身年金と節税です。	
メ ル ペ イ	メルカリアプリでかんたんスマホ決済。コンビニ、飲食店、ドラッグストアなど、全国のお店でご利用いただけます。	
ま ご こ ろ 共 済	くまもと共済の自動車プラスワン共済です。任意保険等に関係なく契約者にお支払いします。わずかな掛金で安心して運転いただけます。	
N I S A 制 度 等 金 融 商 品 の 紹 介	本年1月からスタートした新NISA制度など、お客様の金融商品へのニーズが多様化する中、資産形成についてご興味のあるお客様を金融商品仲介業者であるミライズアセット株式会社にご紹介致します。	
誰 で も D C プ ラ ン	企業型確定拠出年金「誰でもDCプラン」を株式会社筑邦銀行と共同推進することにより、当プランの加入者1名からお引き受けできる特徴を生かし、当金庫営業エリアの中小企業の皆さまへの福利厚生の実や、従業員の資産形成支援による年金問題の解決などのお手伝いを行います。	
保 険 窓 口 販 売	しんきんグッドすまいる (金融機関向け個人用火災総合保険)	ご負担の小さい保険料で、充実した補償内容がおすすめの住宅火災保険です。
	しんきんシニアクラブ (団体傷害保険制度)	年金倶楽部「ふれあい会」会員の皆様にお手頃な保険料でさまざまなケガに備える団体傷害保険制度です。
	しんきんの傷害保険 (標準傷害保険)	お手頃な保険料でもしもの時のケガに備える「標準傷害保険」です。大切なお子さまやお孫さんのための「キッズプラン」もご用意しております。
	しんきんの事業性保険	しんきんお店と事務所のほけん(店舗総合保険)、ビジネスプロテクター(企業総合賠償責任保険)、ビジネスプラン(業務災害補償保険)と事業所の用途にあわせた3種類の保険商品をご用意しております。
	しんきんらいふ終身FS (無告知型)	医師の診査や健康告知・職業告知は不要でお申込みいただけます。また、死亡保険金が段階的に増加するなどの特徴があり、相続対策や生活資金の準備などにも有効です。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	毎月のお給料やボーナスがご指定の預金口座に直接、確実に振込まれます。	
自 動 受 取 サ ー ビ ス	年金・配当金などがご指定の預金口座で自動的にお受取りになれます。	
自 動 支 払 サ ー ビ ス	公共料金・税金・クレジットなどを、ご指定の預金口座から自動的にお支払します。	
P a y - e a s y (ペイジー) 口 座 振 替 受 付 サ ー ビ ス	クレジットや保険契約等のお申込窓口で口座振替のお申込みをされる際、当金庫のキャッシュカードがあれば、お届け印鑑や口座振替依頼書を出さなくても、その場で口座振替の手続きができるサービスです。	
キ ャ ッ シ ュ サ ー ビ ス	カード1枚で現金の入出金ができます。(当金庫の本支店はもちろん、全国の信用金庫・提携金融機関および郵便局などをご利用いただけます。)	
A T M 振 込 サ ー ビ ス	A T M (現金自動預払機)により全国の金融機関へのお振込みができます。同じ振込先へ繰り返しお振込みになる場合に便利です。営業時間外でもお振込みの予約ができ、翌営業日に振込みます。	
ア ン サ ー サ ー ビ ス	お客様のご指定口座への振込内容や残高照会などをコンピュータが直接電話やF A Xでご案内いたします。	
テレフォンバンキングサービス	フリーダイヤル(0120-28-2411)で、お振込みや残高などをコンピュータがお答えいたします。	
ホ ー ム バ ン キ ン グ サ ー ビ ス	専用の端末機を利用して、お振込みや預金残高の照会、入出金明細の照会ができます。	
デ ビ ッ ト カ ー ド サ ー ビ ス	専用の端末機にカードを通しC D ・ A T M でお使いの暗証番号を入力するだけで、お買物やご飲食などのご利用代金をお客様の口座から即時に決済できます。特別な手続きをされなくてもお手持ちのキャッシュカードがそのままデビットカードとしてご利用いただけます。	
個人インターネットバンキングサービス	インターネットが利用できるパソコンやスマートフォンから、お振込みや残高照会ができます。	
法人インターネットバンキングサービス	お手持ちのパソコンから、残高照会や資金移動などがご利用いただける、個人事業主・法人のお客さま向けサービスです。会社の業務効率化にお役立てください。	
しんきん電子記録債権サービス (で ん さ い ネ ッ ト)	しんきん電子記録債権サービスは、電子記録債権法に基づき、でんさいネットを利用して提供する新しい決済サービスです。手形に代わる新たな決済手段としてご利用ください。	
し ん き ん V I S A ・ J C B カ ー ド	カード1枚で、日本全国はもとより、世界の有名店でのショッピングなどにご利用いただけます。	
公 金 収 納	県・市・町などの公金収納のお取扱いをいたします。	
貸 金 庫	預金証書・貴金属・有価証券などを安全・確実にお守りいたします。	
夜 間 金 庫	閉店後や休日でも自由にご利用いただけます。	
国 債 窓 口 販 売	個人向け国債を中心としてご案内しております。	

サービスのご案内

● 主な手数料一覧

◆ 振込手数料

(単位:円)

区 分				他金融機関 へのお振込		当金庫本支店 へのお振込		店内の お振込		地方公共団体 へのお振込	学校への入学 金授業料等の お振込
				会員	一般	会員	一般	会員	一般		
振 込	窓口振込	電信振	3万円以上	660	880	330	550	110	330	・他金融機関へのお振込 440 ・当金庫本支店へのお振込 無料 *1	・他金融機関へのお振込 440 ・当金庫本支店へのお振込 220 *2 左に同じです
			3万円未満	550	660	330	330	110	110		
		文書振	3万円以上	550	880	0	0	0	0		
			3万円未満	550	660	0	0	0	0		
	ATM振込	現金	3万円以上	550	550	220	220	110	110		
			3万円未満	440	440	110	110	110	110		
		CDカード	3万円以上	440	440	165	165	110	110		
			3万円未満	330	330	110	110	110	110		
	ホームバンキング・テレホンバンキング	3万円以上	440	660	110	330	0	0			
		3万円未満	330	440	110	110	0	0			
	しんきん自動振込	3万円以上	550	770	220	440	110	110			
		3万円未満	440	550	220	220	110	110			

*1：地方公共団体への振込は、その公共団体が発行した納付書によるものとします。

*2：学校への入学金・授業料等の振込は、国公立学校及び学校法人が発行した振込依頼書によるものとします。

◆ 代金取立手数料

(単位:円)

種 類	内 容	手数料
手形・小切手	当金庫本支店の小切手	無料
	他金融機関の小切手	無料
	当金庫本支店の手形	440
	他金融機関の手形	440
特殊扱い	個別取立（郵送を必要とするもの *3）	1,100
	取立手形組戻料	1,100
	取立手形店頭呈示料	1,100
	不渡手形返却料	1,100

*3：「電子交換所」に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵便対応が必要となるもの。

◆ その他の手数料

(単位:円)

種 類	内 容	金 額
小切手帳発行手数料	小切手帳一冊（50枚綴）	署名鑑あり 2,200
		署名鑑なし 2,200
約束手形帳発行手数料	約束手形帳一冊（50枚綴）	署名鑑あり 2,200
		署名鑑なし 2,200
イメージサービス料	手形・小切手振出人署名登録	5,500
為替手形帳発行手数料	為替手形帳一冊（25枚綴）	2,200
マル専当座事務取扱手数料	割賦販売通知書 一通につき	3,300
マル専手形用紙発行手数料	マル専手形 一枚につき	550
再発行手数料	通帳・証書・カード	1,100
残高証明発行手数料	個 別 発 行 一枚につき	550
	継 続 発 行 一枚につき	330
	規 定 外 発 行 一枚につき	1,100
取引証明発行手数料	一 枚 に つ き	550
個人情報開示依頼書手数料	一 枚 に つ き	550
その他の証明書発行手数料	一 枚 に つ き	330
自己宛小切手発行手数料	一 枚 に つ き	550
株式払込手数料	一件につき（証明金額×0.25%＋消費税）	
異議申立預託金受入手数料	一 件 に つ き	1,100
破産管財人口座開設手数料		11,000
相続財産清算人口座開設手数料		11,000
貸金庫使用料	年 額	小 型 11,000
		中 型 16,500
窓口両替手数料 *4 *5	1枚～ 50枚	無 料
	51枚～ 500枚	550
	501枚～ 1,000枚	1,100
	1,001枚 以上	1,100
アンサー通知・照会契約手数料		無 料
ホームバンキング手数料		月間 1,100
法人インターネットバンキング基本料		月間 1,100
外国送金取扱手数料		1件 880
両替機利用手数料 （両替機設置店のみ） *6	1枚～ 50枚	100
	51枚～ 500枚	100
	501枚～ 1,000枚	200
	1,001枚 以上	300
硬貨による入金・振込み 等の取引手数料 *7	1枚～ 100枚	無 料
	101枚～ 1,000枚	550

*4：500枚毎に550円を追加します。

*5：金種別の支払いも同様とします。

*6：当金庫のキャッシュカードをご利用のお客様は、1日1回50枚まで無料とします。

*7：1,000枚毎に550円を追加します。

◆ 電子記録債権サービス手数料

(単位:円)

主な手数料項目		手数料
発生記録請求（債務者請求方法）	自金庫	330
	他行庫	660
発生記録請求（債権者請求方式）	自金庫	330
	他行庫	660
譲渡記録請求	自金庫	165
	他行庫	330
分割記録請求	自金庫	330
	他行庫	660
保証記録請求		165
変更記録請求	書面による請求	1,320
支払等記録請求		165
入金手数料		220

◆ でんさいサービス基本料

(単位:円)

主な手数料項目	手数料
利用者登録月間基本料（債務者として利用の場合）	1,100

〔でんさいサービス手数料についてのご留意点〕

- ・手数料金額は、お客さまへ事前通知することなく変更となる場合がございます。
- ・手数料は、原則ご利用日の月末締め、翌月25日(当庫休業日の場合は翌営業日)に予めご指定いただいた口座から引落させていただきます。
- ・書面による記録請求等の場合の手数料はご利用の都度、当庫窓口でお支払いいただきます。

◆ 自動機利用手数料

(単位:円)

区 分	取扱時間	当金庫の カード	当金庫以外の 信用金庫カード *8	銀行等の金融機関 カード	郵便貯金の カード
平 日	8:45 ~ 18:00	無 料	無 料	110	110
	18:00 ~ 20:00		110	220	220
土・日・祝 日	9:00 ~ 19:00	110	110	(9:00~17:00) 220	(9:00~17:00) 220

※自動機（CD・ATM）により、お取扱業務・時間が上記と異なる場合がございます。

※上記手数料には消費税（10%）が含まれております。

※九州管内信用金庫のATMで当金庫の普通預金通帳が記帳いただけます。また、九州管内信用金庫の普通預金通帳が当金庫のATMでも記帳いただけます。

*8：しんきんキャッシュカードなら、全国のしんきんATMで入出金手数料が無料です。



◆ 融資関連手数料

・住宅ローン融資取扱手数料(1件につき)

(単位:円)

種 類	内 容	手数料
保証会社保証付き *9 担保・保証人、保証人	1,000万円未満	33,000
	1,000万円以上	55,000
条件変更	1件につき	5,500
繰上返済(一部及び全部)	別途特約書若しくは念書の条項に従う	

*9: 保証会社で取扱手数料があるものは除く

・証書貸付(代理貸付を除く)における 融資取扱手数料(1件につき)

(単位:円)

種 類		内 容	手数料
期限前弁済等		別途特約書若しくは念書の条項に従う	
条件 変更	返済条件変更	1 件につき（期限延期・減額等）	2,200
	その他の変更	1 件につき（固定金利特約期間延長含む）	5,500
保証付ローン事務手数料		1 件につき（金利15%のものは除く）	1,100

◆ 動産・不動産担保事務取扱手数料(1件につき)

(単位:円)

種 類	内 容		手数料
新 規 設 定	一般貸付	1,000万円未満	22,000
		1,000万円以上	33,000
遠隔地物件設定手数料		営業地域外(上記に加算)	11,000
極度・順位変更	一般貸付・住宅ローン	左記種別の組合せ及び 金額にかかわらず	11,000
担保追加・債務者追加等			
担保差し替え			
根抵当権譲受・譲渡手数料			
全部抹消・一部抹消(再発行含む)		1回の申請につき	1,100

◆ その他(1件につき)

(単位:円)

種 類	内 容	手数料
融資証明書発行手数料	1件につき	5,500

あゆみ

年 月 日	金庫のあゆみ
昭和24年 4月12日	市街地信用組合 本渡町信用組合創立 (組合長 鶴田恒三)
昭和25年 4月 1日	信用協同組合 本渡町信用組合に組織変更
昭和26年 6月15日	信用金庫法の公布・施行
昭和28年 4月 1日	信用金庫法による組織変更 本渡信用金庫 地区 本渡市初代理事長 鶴田恒三就任
昭和29年 5月28日	国民金融公庫と代理業務契約締結
昭和31年 8月21日	地区拡張 松島町、有明町、苓北町
5月30日	理事長 富田義雄就任
昭和33年 12月12日	熊本県信用保証協会と保証契約締結
昭和34年 1月 5日	全国信用金庫連合会と代理業務契約締結
昭和35年 4月 1日	松島支店設置
昭和37年 4月 1日	中小企業金融公庫と代理業務契約締結
7月16日	地区拡張 龍ヶ岳町、姫戸町、栖本町、倉岳町、新和町
昭和38年 3月 1日	有明支店設置
5月30日	主たる事務所位置変更(本渡市栄町1番23号)
昭和39年 10月1日	龍ヶ岳支店設置
昭和40年 3月29日	地区拡張 牛深市、大矢野町、天草町、河浦町、五和町、御所浦町
11月 1日	大矢野支店設置
昭和41年 1月29日	理事長 中村一彦就任
昭和42年 1月10日	天草信用金庫と名称変更
4月17日	住宅金融公庫と代理業務契約締結
昭和43年 3月 6日	龍ヶ岳支店が国民金融公庫八代支店と業務委託契約締結
昭和44年 6月16日	龍ヶ岳町と指定金融機関の契約締結
昭和45年 5月21日	地区拡張 宇土郡三角町
昭和48年 10月 1日	苓北支店設置
昭和49年 5月13日	理事長 柿久尚利就任
昭和51年 1月12日	御所浦支店設置
昭和53年 4月 1日	倉岳支店設置
昭和55年 5月 6日	松島支店新店舗移転開店
6月 2日	牛深支店設置
昭和56年 3月 2日	苓北支店新店舗移転開店
3月27日	農林漁業金融公庫と代理業務契約締結
昭和57年 4月 1日	東天草衛生施設組合との指定金融機関の契約締結
11月 1日	船舶整備公団と保証契約締結
昭和62年 4月20日	熊本地域C D ネットサービス開始
4月25日	本店建設用地取得(本渡市太田町)
5月29日	中期利付国債の窓口販売認可
9月17日	本部、為替専用端末機設置
昭和63年 1月23日	理事長 森下秀雄就任
5月 6日	第三次オンラインシステム開始
9月4～9日	天信旅行会(北海道旅行)
11月10日	本店南出張所設置
平成元年 6月24日	設立40周年記念総決起大会
平成3年 7月22日	両替業務の開始認可
12月16日	金福祉事業団の貸付業務取扱い開始
平成4年 5月19日	理事長 平山松若就任
平成5年 4月 3日	完全週休2日制の実施
5月 6日	瀬戸橋支店設置
平成6年 11月 1日	倉岳町と指定金融機関の契約締結
平成7年 4月10日	主たる事務所位置変更(本渡市太田町9番地3) 新本店、中央支店設置、本店南出張所廃止
平成9年 11月5～13日	ふれあい会年金旅行(以降、毎年継続)
12月1日	御所浦町と指定金融機関の契約締結
12月1日	熊本県漁業信用基金協会と保証契約締結
平成10年 7月11日	設立50周年記念役職員家族の集い
8月 1日	設立50周年記念特別講演会 (大分みらい信用金庫 高松理事長)
11月 2日	設立50周年記念預金キャンペーン開始(11年3月まで)
12月 6日	設立50周年記念あましんお客様相談会開始 (11年3月まで毎週日曜日)
平成11年4月17日	設立50周年記念式典(本店5階会議室)記念パーティー
5月15日	設立50周年記念テラーコンクール大会
6月 1日	設立50周年記念定期預金キャンペーン開始 (第2弾)9月30日まで

年 月 日	金庫のあゆみ
9月 5日	あましんお客様相談会開始(12年3月まで毎週日曜日)
9月 8日	設立50周年記念天信チャリティゴルフ大会
平成12年 10月15日	あましんお客様相談会開始(13年1月まで毎週日曜日)
平成13年 6月18日	会長 平山松若就任 理事長 松原正樹就任
平成15年 9月13日	第48回熊本県信用金庫野球大会で初優勝
平成16年 3月31日	4町合併による上天草市誕生 該当営業店の所在地を上天草市に変更
平成17年 5月10日	本店新築10周年
平成18年 3月27日	2市8町合併による天草市誕生 該当営業店の所在地を天草市に変更
平成21年 6月24日	第12回 信用金庫社会貢献賞「会長賞」受賞
10月28日	第1回 水産関連事業を営む方のための産学交流・個別相談会
平成22年 9月15日	第1回 しんきん個別商談会INくまもと(当金庫取引先4社参加)
平成23年 6月24日	会長 松原正樹就任 理事長 山田清和就任
9月15日	第2回 しんきん個別商談会INくまもと(当金庫取引先5社参加)
平成25年8月22～23日	第1回 長崎大学水産学部による出前技術相談会
29～30日	
平成26年 1月20日	長崎大学水産学部と「産学連携の協力推進に係る協定書」締結
9月 6日	第59回熊本県信用金庫野球大会優勝
11月17日	一般社団法人 天草市起業創業・中小企業支援機構設立 (構成員として参画)
平成27年 4月 5日	天草市起業創業・中小企業支援センター (通称Ama-Biz)開所
5月25日	地域創生室設置
10月20日	第1回 1次・6次産業を対象とした販路拡大相談会
平成28年 10月18日	第2回 販路拡大相談会
11月9日	熊本復興応援定期に係る義援金及び店頭募金贈呈式
11月16日	スーパーセンターTAIYO、ATMオープン
平成29年 11月11日	第3回 販路拡大相談会
平成30年 7月11日	ネットを活用した販路拡大セミナーin天草
10月23日	長崎大学水産学部公開講座「水産講座in天草」
10月24日	第4回 販路拡大相談会
平成31年 4月 1日	創立70周年記念 マイカーローン・教育ローン (令和2年3月未まで) 特別優遇金利キャンペーン取扱開始
4月12日	創立70周年記念 ご来店感謝デー
令和元年11月20～22日	創立70周年記念 パラエティション
12月 7日	創立70周年記念式典並びに感謝パーティー
令和2年 1月21日	創立70周年記念車両寄贈式
8月18～20日	IT専門家によるネット活用のハンズオン支援WEB相談
10月 2日	アマビズ出張相談会in御所浦
令和3年 1月15日	アマビズ出張相談会in牛深
1月19日	企業版ふるさと納税を活用した、信金中金のふるさと 応援団1,000万円を天草市へ贈呈
6月29日	会長 山田清和 就任、理事長 田中豊浩 就任 アマビズ出張相談会 (令和3年5月～11月まで天草各地で計8回開催) 中小企業119専門家派遣事業を活用したハンズオン 支援・個別相談会 (令和3年10月～令和4年2月まで対象事業所等で計6回開催)
令和5年 5月31日	あましんスタジアムネーミングライツパートナー契約 締結式及び愛称看板除幕式
令和5年 7月 1日	あましんスタジアムオープン
令和5年 11月10日	第15回 水産関連事業を営む方のための産学官金 交流・個別相談会 ※本事業は平成21年より毎年継続して計15回開催しております。
令和6年 2月27日	第10回 中小企業経営セミナー ※本事業は平成25年より毎年(令和元年・2年はコロナ禍により 中止)継続して計10回開催しております。
2月21～22日	第8回長崎大学水産学部による出前技術相談会 ※本事業は平成25年より毎年継続して計8回開催しております。 アマビズ出張相談会(令和4年6月～12月まで天草各地で計6回 開催)中小企業119専門家派遣事業を活用したハンズオン支援 ・個別相談会(令和4年7月～令和5年1月まで対象事業所等で計 5回開催)

index=索引

省 令 に よ る 開 示 基 準 項 目

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づき作成しています。

その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

I. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1) 事業の組織	 P 1
(2) 理事並びに監事の氏名及び役職名	 P 2
(3) 会計監査人の氏名又は名称	 P 13
(4) 事務所の名称及び所在地	 P 2
(5) 当該金庫を所属信用金庫とする信用 金庫代理業者に関する事項	 該当ありません

II. 金庫の主要な事業の内容

..... P 30

III. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況	 P 9
(2) 直近の5事業年度における主要な事業 の状況	 P 17
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	 P 18
② 預金に関する指標	 P 19
③ 貸出金に関する指標	 P 20
④ 有価証券に関する指標	 P 22

IV. 金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制	 P 7
(2) 法令等遵守の態勢	 P 8
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化の ための取組の状況	 本誌 P 6

(4) 経営者保証に関するガイドラインの活用状況	 P 6
(5) 金融ADR制度への対応	 P 8

V. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	 P 10
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権 の保全・引当状況	 本誌 P 10
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が 別に定める事項	 P 24
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約 価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	 P 23
② 金銭の信託	 P 23
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	 P 18
(6) 貸出金償却の額	 P 18
(7) 会計監査人の監査報告	 P 13

VI. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営 又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして 金融庁長官が別に定めるもの

..... P 16

VII. 事業年度の末日において、重要事象等が存在する 場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等 についての分析及び検討内容ならびに当該重要事 象等を解消し、又は改善するための対応策の具 体的内容

..... 該当ありません

※本誌は単位未満の数値を切り捨てております。